

鳥取県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛									水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用			肉用			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			
	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	
農場数	100	7	2	91	239	6	11	222	0	0	0	0	1	0	1	0	17	1	5	11	6	0	4	2	
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429	
全国シェア	0.9%	1.1%	4.5%	0.9%	0.7%	0.8%	1.3%	0.7%	-	-	-	-	0.6%	-	1.0%	-	0.4%	2.3%	0.5%	0.3%	0.6%	-	0.7%	0.5%	
頭羽数	11,757	4,114	2	7,641	19,896	4,172	11	15,713	0	0	0	0	1	0	1	0	337	250	5	82	42	0	11	31	
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718	
全国シェア	0.9%	1.0%	4.9%	0.8%	0.8%	0.5%	1.3%	1.0%	-	-	-	-	0.0%	-	0.5%	-	0.4%	1.1%	0.5%	0.2%	0.2%	-	0.8%	0.1%	

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数					
	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他			
農場数	52	0	47	5	24	4	8	12	1	0	1	0	71	1	61	9	69	8	0	61	1	0	1	0
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	1.0%	-	1.1%	0.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.4%	0.5%	-	0.5%	-	0.6%	0.2%	0.7%	0.3%	1.8%	2.4%	-	1.9%	0.1%	-	0.1%	-
頭羽数	182	0	95	87	64,886	55,123	15	9,748	3	0	3	0	265,896	108,000	910	156,986	3,483,222	1,122,218	0	2,361,004	3	0	3	0
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	0.8%	-	1.0%	0.7%	0.7%	0.9%	0.8%	0.3%	0.4%	-	0.9%	-	0.1%	0.1%	0.6%	0.4%	2.2%	2.2%	-	2.2%	0.0%	-	0.0%	-

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥				
	報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数			報告数		
	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他	うち大規模	うち小規模	うちその他			
農場数	3	0	3	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0			
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8	
全国シェア	0.5%	-	0.5%	-	-	-	-	-	1.0%	-	1.2%	-	-	-	-	-	-	-			
頭羽数	43	0	43	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0			
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782	
全国シェア	0.0%	-	1.3%	-	-	-	-	-	0.1%	-	0.6%	-	-	-	-	-	-	-			

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号、以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している畜種ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちょうの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数												
	乳用	全体	98	うち大規模	7								
	肉用	全体	228	うち大規模	6								
	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	95 (96.9%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	97 (99.0%)	98 (100.0%)		
遵守農場数(肉用)	228 (100.0%)	228 (100.0%)	227 (99.6%)	227 (99.6%)	222 (97.4%)	226 (99.1%)	215 (94.3%)	227 (99.6%)	173 (75.9%)	191 (83.8%)	220 (96.5%)		
	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	6獣医師等の健康管理指導		
遵守農場数(乳用)	97 (99.0%)	96 (98.0%)	97 (99.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	97 (99.0%)		
遵守農場数(肉用)	177 (77.6%)	122 (53.5%)	223 (97.8%)	226 (99.1%)	227 (99.6%)	225 (98.7%)	219 (96.1%)	211 (92.5%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	213 (93.4%)		
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数(乳用)	97 (99.0%)	98 (100.0%)	97 (99.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	93 (94.9%)	78 (79.6%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	94 (95.9%)		
遵守農場数(肉用)	224 (98.2%)	215 (94.3%)	217 (95.2%)	221 (96.9%)	227 (99.6%)	192 (84.2%)	222 (97.4%)	227 (99.6%)	215 (94.3%)	220 (96.5%)	199 (87.3%)		
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等			
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		
遵守農場数(乳用)	86 (87.8%)	32 (32.7%)	97 (99.0%)	92 (93.9%)	62 (63.3%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	93 (94.9%)		
遵守農場数(肉用)	138 (60.5%)	29 (12.7%)	225 (98.7%)	191 (83.8%)	186 (81.6%)	222 (97.4%)	219 (96.1%)	212 (93.0%)	221 (96.9%)	227 (99.6%)	207 (90.8%)		
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び散地の消毒		
遵守農場数(乳用)	92 (93.9%)	42 (42.9%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	96 (98.0%)	96 (98.0%)	95 (96.9%)	91 (92.9%)	82 (83.7%)	95 (96.9%)		
遵守農場数(肉用)	200 (87.7%)	104 (45.6%)	222 (97.4%)	224 (98.2%)	228 (100.0%)	226 (99.1%)	225 (98.7%)	216 (94.7%)	216 (94.7%)	158 (69.3%)	169 (74.1%)		
	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止					
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限			
遵守農場数(乳用)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	89 (90.8%)	87 (88.8%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	96 (98.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)			
遵守農場数(肉用)	203 (89.0%)	227 (99.6%)	144 (63.2%)	187 (82.0%)	220 (96.5%)	228 (100.0%)	224 (98.2%)	228 (100.0%)	228 (100.0%)	228 (100.0%)			
	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止												
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等									
遵守農場数(乳用)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)	98 (100.0%)									
遵守農場数(肉用)	227 (99.6%)	228 (100.0%)	228 (100.0%)	228 (100.0%)									

④ 馬

対象農場数			
全体	12	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	11 (91.7%)	12 (100.0%)	11 (91.7%)	11 (91.7%)	11 (91.7%)	
	4記録の作成及び保管									5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	⑨			
遵守農場数	10 (83.3%)	6 (50.0%)	11 (91.7%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与		
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数	11 (91.7%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	11 (91.7%)	10 (83.3%)	9 (75.0%)	10 (83.3%)	11 (91.7%)	11 (91.7%)		
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒	
遵守農場数	12 (100.0%)	10 (83.3%)	8 (66.7%)	7 (58.3%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	9 (75.0%)	10 (83.3%)	
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数	11 (91.7%)	12 (100.0%)	10 (83.3%)	7 (58.3%)	11 (91.7%)	12 (100.0%)	11 (91.7%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	12 (100.0%)	

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除いた遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																	獣 医 師 以 外 の 者	
	合計 A+B+ C	計 A	地 方 公 共 団 体								民 間 団 体						個 人 診 療 C		
			都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他					
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所			食 肉 衛 生 検 査 所
76	76	76	6	3	0	1	34	12	2	10	8	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
586	586	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

島根県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他
農場数	79	9	0	70	623	22	33	568	0	0	0	0	3	0	3	0	32	0	12	20	15	0	7	8
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.7%	1.4%	-	0.7%	1.9%	2.9%	3.8%	1.8%	-	-	-	-	1.8%	-	3.1%	-	0.8%	-	1.3%	0.6%	1.5%	-	1.2%	1.9%
頭羽数	11,697	8,322	0	3,375	29,755	20,167	33	9,555	0	0	0	0	9	0	9	0	132	0	12	120	167	0	19	148
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.9%	2.1%	-	0.4%	1.2%	2.4%	3.8%	0.6%	-	-	-	-	0.3%	-	4.6%	-	0.2%	-	1.3%	0.2%	0.7%	-	1.4%	0.7%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他
農場数	76	0	65	11	9	6	0	3	7	0	6	1	247	3	223	21	11	2	6	3	22	0	19	3
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	1.5%	-	1.5%	1.5%	0.2%	0.7%	-	0.1%	3.3%	-	3.1%	5.6%	1.9%	0.6%	2.4%	0.7%	0.3%	0.6%	2.0%	0.1%	2.4%	-	2.3%	3.7%
頭羽数	331	0	161	170	39,368	36,251	7	3,110	21	0	8	13	949,340	774,221	3,953	171,166	399,129	385,300	329	13,500	1,463	0	313	1,150
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	1.5%	-	1.8%	1.4%	0.4%	0.6%	0.3%	0.1%	2.9%	-	2.4%	3.3%	0.5%	0.5%	2.7%	0.4%	0.3%	0.8%	5.6%	0.0%	0.4%	-	4.4%	0.5%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他
農場数	9	0	9	0	4	0	4	0	2	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	
全国シェア	1.5%	-	1.6%	-	1.9%	-	2.3%	-	1.0%	-	1.2%	-	-	-	-	-	0.9%	-	1.0%	
頭羽数	26	0	26	0	49	0	49	0	15	0	15	0	0	0	0	2	0	2	0	
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	
全国シェア	0.0%	-	0.8%	-	0.1%	-	3.0%	-	0.5%	-	3.2%	-	-	-	-	-	0.1%	-	0.3%	

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号、以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちょうの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数												
	乳用	全体	79	うち大規模	9								
	肉用	全体	590	うち大規模	22								
	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	77 (97.5%)	77 (97.5%)	77 (97.5%)	78 (98.7%)	68 (86.1%)	76 (96.2%)	65 (82.3%)	78 (98.7%)	47 (59.5%)	49 (62.0%)	67 (84.8%)		
遵守農場数(肉用)	550 (93.2%)	546 (92.5%)	538 (91.2%)	557 (94.4%)	494 (83.7%)	524 (88.8%)	447 (75.8%)	536 (90.8%)	415 (70.3%)	428 (72.5%)	472 (80.0%)		
	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	6獣医師等の健康管理指導		
遵守農場数(乳用)	42 (53.2%)	30 (38.0%)	76 (96.2%)	77 (97.5%)	78 (98.7%)	78 (98.7%)	76 (96.2%)	75 (94.9%)	8 (88.9%)	7 (77.8%)	75 (94.9%)		
遵守農場数(肉用)	338 (57.3%)	274 (46.4%)	540 (91.5%)	549 (93.1%)	547 (92.7%)	540 (91.5%)	535 (90.7%)	500 (84.7%)	18 (81.8%)	18 (81.8%)	491 (83.2%)		
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数(乳用)	71 (89.9%)	64 (81.0%)	76 (96.2%)	74 (93.7%)	72 (91.1%)	71 (89.9%)	57 (72.2%)	77 (97.5%)	74 (93.7%)	71 (89.9%)	62 (78.5%)		
遵守農場数(肉用)	474 (80.3%)	434 (73.6%)	468 (79.3%)	491 (83.2%)	530 (89.8%)	475 (80.5%)	488 (82.7%)	548 (92.9%)	526 (89.2%)	517 (87.6%)	376 (63.7%)		
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等			
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施		
遵守農場数(乳用)	63 (79.7%)	42 (53.2%)	76 (96.2%)	44 (55.7%)	59 (74.7%)	74 (93.7%)	76 (96.2%)	76 (96.2%)	77 (97.5%)	76 (96.2%)	71 (89.9%)		
遵守農場数(肉用)	370 (62.7%)	334 (56.6%)	478 (81.0%)	406 (68.8%)	322 (54.6%)	521 (88.3%)	524 (88.8%)	512 (86.8%)	529 (89.7%)	545 (92.4%)	513 (86.9%)		
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び散地の消毒		
遵守農場数(乳用)	60 (75.9%)	66 (83.5%)	74 (93.7%)	77 (97.5%)	78 (98.7%)	78 (98.7%)	78 (98.7%)	64 (81.0%)	72 (91.1%)	63 (79.7%)	73 (92.4%)		
遵守農場数(肉用)	389 (65.9%)	415 (70.3%)	520 (88.1%)	505 (85.6%)	540 (91.5%)	537 (91.0%)	533 (90.3%)	500 (84.7%)	501 (84.9%)	446 (75.6%)	481 (81.5%)		
	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止					
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限			
遵守農場数(乳用)	67 (84.8%)	78 (98.7%)	60 (75.9%)	48 (60.8%)	73 (92.4%)	78 (98.7%)	77 (97.5%)	76 (96.2%)	76 (96.2%)	76 (96.2%)			
遵守農場数(肉用)	467 (79.2%)	553 (93.7%)	359 (60.8%)	404 (68.5%)	521 (88.3%)	553 (93.7%)	530 (89.8%)	542 (91.9%)	525 (89.0%)	529 (89.7%)			
	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止												
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等									
遵守農場数(乳用)	78 (98.7%)	78 (98.7%)	78 (98.7%)	78 (98.7%)									
遵守農場数(肉用)	542 (91.9%)	538 (91.2%)	539 (91.4%)	541 (91.7%)									

④ 馬

対象農場数			
全体	20	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	17 (85.0%)	17 (85.0%)	18 (90.0%)	18 (90.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	16 (80.0%)	17 (85.0%)	9 (45.0%)	10 (50.0%)	12 (60.0%)	

	4記録の作成及び保管									5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	⑨馬の移動に関する記録の作成・保管	
遵守農場数	8 (40.0%)	8 (40.0%)	18 (90.0%)	18 (90.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	16 (80.0%)	16 (80.0%)	16 (80.0%)	

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	11 (55.0%)	12 (60.0%)	12 (60.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	12 (60.0%)	16 (80.0%)	18 (90.0%)	8 (40.0%)	14 (70.0%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の清掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	18 (90.0%)	18 (90.0%)	16 (80.0%)	15 (75.0%)	16 (80.0%)	18 (90.0%)	18 (90.0%)	18 (90.0%)	13 (65.0%)	12 (60.0%)	14 (70.0%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	17 (85.0%)	18 (90.0%)	16 (80.0%)	16 (80.0%)	18 (90.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	19 (95.0%)	18 (90.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
 ※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																		
	合計 A+B+ C	計 A	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体				個 人 診 療 C	獣 医 師 以 外 の 者 D	
			都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他					
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所			食 肉 衛 生 検 査 所
55	54	54	9	1	0	0	24	5	0	12	3	0	0	0	0	0	0	0	1

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,140	1,140	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

岡山県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛									水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数				
	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	
農場数	176	7	0	169	374	14	15	345	0	0	0	0	2	0	1	1	44	0	15	29	18	0	14	4	
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429	
全国シェア	1.6%	1.1%	-	1.7%	1.1%	1.9%	1.8%	1.1%	-	-	-	-	1.2%	-	1.0%	1.5%	1.1%	-	1.6%	0.9%	1.8%	-	2.5%	0.9%	
頭羽数	15,480	5,609	0	9,871	35,364	14,950	15	20,399	0	0	0	0	14	0	5	9	533	0	15	518	122	0	37	85	
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718	
全国シェア	1.2%	1.4%	-	1.1%	1.5%	1.8%	1.7%	1.3%	-	-	-	-	0.4%	-	2.6%	0.3%	0.7%	-	1.6%	1.0%	0.5%	-	2.7%	0.4%	

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	
農場数	184	0	160	24	22	7	0	15	35	0	35	0	338	26	240	72	48	9	3	36	32	1	29	2
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	3.6%	-	3.7%	3.4%	0.4%	0.8%	-	0.5%	1.6%	-	18.3%	-	2.6%	5.1%	2.6%	2.5%	1.3%	2.7%	1.0%	1.1%	3.5%	14.3%	3.5%	2.5%
頭羽数	625	0	301	324	43,715	35,946	0	7,769	54	0	54	0	10,445,391	8,524,480	3,933	1,916,978	3,108,820	1,098,401	48	2,010,371	22,937	22,000	507	430
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	2.8%	-	3.3%	2.6%	0.5%	0.6%	-	0.3%	7.5%	-	16.1%	-	5.5%	5.8%	2.7%	4.4%	2.0%	2.2%	0.8%	1.9%	6.6%	18.0%	7.1%	0.2%

	うずら				きじ				だちよう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	
農場数	13	0	13	0	4	0	4	0	3	0	3	0	2	0	0	3	0	3	0	
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	2.2%	-	2.3%	-	1.9%	-	2.3%	-	1.4%	-	1.7%	-	2.7%	-	3.0%	-	2.8%	-	3.1%	-
頭羽数	40	0	40	0	45	0	45	0	7	0	7	0	11	0	11	0	18	0	18	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	0.0%	-	1.2%	-	0.1%	-	2.8%	-	0.2%	-	1.5%	-	0.1%	-	0.8%	-	0.8%	-	2.9%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちようの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数												
	乳用	全体	176	うち大規模	7								
	肉用	全体	359	うち大規模	14								
	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	175 (99.4%)	174 (98.9%)	171 (97.2%)	173 (98.3%)	136 (77.3%)	164 (93.2%)	165 (93.8%)	172 (97.7%)	148 (84.1%)	149 (84.7%)	159 (90.3%)		
遵守農場数(肉用)	353 (98.3%)	346 (96.4%)	340 (94.7%)	353 (98.3%)	249 (69.4%)	327 (91.1%)	304 (84.7%)	346 (96.4%)	291 (81.1%)	286 (79.7%)	293 (81.6%)		
	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	152 (86.4%)	134 (76.1%)	164 (93.2%)	167 (94.9%)	169 (96.0%)	169 (96.0%)	172 (97.7%)	159 (90.3%)	7 (100.0%)	7 (100.0%)	158 (89.8%)		
遵守農場数(肉用)	270 (75.2%)	232 (64.6%)	338 (94.2%)	338 (94.2%)	338 (94.2%)	335 (93.3%)	341 (95.0%)	302 (84.1%)	14 (100.0%)	13 (92.9%)	307 (85.5%)		
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数(乳用)	151 (85.8%)	143 (81.3%)	158 (89.8%)	162 (92.0%)	165 (93.8%)	171 (97.2%)	130 (73.9%)	176 (100.0%)	172 (97.7%)	163 (92.6%)	141 (80.1%)		
遵守農場数(肉用)	300 (83.6%)	297 (82.7%)	302 (84.1%)	326 (90.8%)	332 (92.5%)	346 (96.4%)	306 (85.2%)	353 (98.3%)	338 (94.2%)	340 (94.7%)	253 (70.5%)		
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等			
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施		
遵守農場数(乳用)	111 (63.1%)	89 (50.6%)	163 (92.6%)	129 (73.3%)	86 (48.9%)	152 (86.4%)	151 (85.8%)	155 (88.1%)	165 (93.8%)	169 (96.0%)	136 (77.3%)		
遵守農場数(肉用)	220 (61.3%)	139 (38.7%)	320 (89.1%)	278 (77.4%)	213 (59.3%)	300 (83.6%)	308 (85.8%)	268 (74.7%)	327 (91.1%)	354 (98.6%)	321 (89.4%)		
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒		
遵守農場数(乳用)	129 (73.3%)	133 (75.6%)	155 (88.1%)	166 (94.3%)	172 (97.7%)	169 (96.0%)	163 (92.6%)	152 (86.4%)	157 (89.2%)	127 (72.2%)	154 (87.5%)		
遵守農場数(肉用)	218 (60.7%)	255 (71.0%)	321 (89.4%)	312 (86.9%)	346 (96.4%)	348 (96.9%)	333 (92.8%)	291 (81.1%)	280 (78.0%)	213 (59.3%)	278 (77.4%)		
	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止					
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限			
遵守農場数(乳用)	154 (87.5%)	175 (99.4%)	127 (72.2%)	121 (68.8%)	158 (89.8%)	170 (96.6%)	171 (97.2%)	173 (98.3%)	162 (92.0%)	166 (94.3%)			
遵守農場数(肉用)	310 (86.4%)	353 (98.3%)	220 (61.3%)	254 (70.8%)	316 (88.0%)	352 (98.1%)	343 (95.5%)	355 (98.9%)	340 (94.7%)	347 (96.7%)			
	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止												
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等									
遵守農場数(乳用)	174 (98.9%)	174 (98.9%)	175 (99.4%)	175 (99.4%)									
遵守農場数(肉用)	354 (98.6%)	355 (98.9%)	355 (98.9%)	354 (98.6%)									

④ 馬

対象農場数			
全体	29	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	29 (100.0%)	25 (86.2%)	28 (96.6%)	29 (100.0%)	23 (79.3%)	28 (96.6%)	25 (86.2%)	28 (96.6%)	23 (79.3%)	23 (79.3%)	25 (86.2%)	
	4記録の作成及び保管									5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	⑨獣医師等の健康管理指導			
遵守農場数	22 (75.9%)	18 (62.1%)	23 (79.3%)	26 (89.7%)	27 (93.1%)	28 (96.6%)	26 (89.7%)	21 (72.4%)	26 (89.7%)			
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与		
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数	25 (86.2%)	25 (86.2%)	27 (93.1%)	25 (86.2%)	22 (75.9%)	24 (82.8%)	22 (75.9%)	26 (89.7%)	25 (86.2%)	29 (100.0%)		
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒	
遵守農場数	29 (100.0%)	26 (89.7%)	22 (75.9%)	20 (69.0%)	25 (86.2%)	25 (86.2%)	28 (96.6%)	29 (100.0%)	26 (89.7%)	21 (72.4%)	24 (82.8%)	
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数	27 (93.1%)	29 (100.0%)	20 (69.0%)	23 (79.3%)	26 (89.7%)	29 (100.0%)	28 (96.6%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	29 (100.0%)	

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																個人診療 C	獣医師以外の者 D		
	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体								
	都 道 府 県						保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他							
	本 庁			地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等								地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所					
114	108	108	7				2	2	4	61	7	0	9			16	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,298	1,298	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

広島県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外
農場数	90	3	1	86	359	7	14	338	1	0	1	0	1	0	1	0	35	0	11	24	19	0	9	10
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,849	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.8%	0.5%	2.3%	0.8%	1.1%	0.9%	1.6%	1.1%	6.7%	-	25.0%	-	0.6%	-	1.0%	-	0.8%	-	1.2%	0.7%	1.9%	-	1.6%	2.3%
頭羽数	7,342	2,164	1	5,177	25,471	11,181	14	14,276	1	0	1	0	5	0	5	0	262	0	11	251	262	0	17	245
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.6%	0.5%	2.4%	0.6%	1.0%	1.3%	1.6%	0.9%	0.6%	-	25.0%	-	0.1%	-	2.6%	-	0.3%	-	1.2%	0.5%	1.1%	-	1.2%	1.1%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外
農場数	145	0	134	11	71	10	37	24	4	0	4	0	346	28	274	44	17	2	2	13	26	0	26	0
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	2.9%	-	3.1%	1.5%	1.3%	1.2%	2.2%	0.8%	1.9%	-	2.1%	-	2.7%	5.5%	2.9%	1.5%	0.4%	0.6%	0.7%	0.4%	2.9%	-	3.2%	-
頭羽数	555	0	276	279	128,255	118,527	41	9,687	4	0	4	0	9,225,848	8,312,058	3,992	909,798	661,832	256,633	26	405,173	162	0	162	0
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	2.5%	-	3.0%	2.3%	1.5%	2.0%	1.7%	0.3%	0.6%	-	1.2%	-	4.9%	5.7%	2.8%	2.1%	0.4%	0.5%	0.4%	0.4%	0.0%	-	2.3%	-

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外				
農場数	19	0	19	0	1	0	1	0	3	0	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8	0	0	0	0
全国シェア	3.2%	-	3.4%	-	0.5%	-	0.6%	-	1.4%	-	1.7%	-	1.4%	-	1.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-
頭羽数	115	0	115	0	1	0	1	0	11	0	11	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782	0	0	0	0
全国シェア	0.0%	-	3.4%	-	0.0%	-	0.1%	-	0.4%	-	2.3%	-	0.0%	-	0.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	89	うち大規模	3
	肉用	全体	345	うち大規模	7

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(乳用)	81 (91.0%)	82 (92.1%)	70 (78.7%)	81 (91.0%)	67 (75.3%)	79 (88.8%)	77 (86.5%)	80 (89.9%)	67 (75.3%)	68 (76.4%)	77 (86.5%)	
遵守農場数(肉用)	291 (84.3%)	282 (81.7%)	270 (78.3%)	284 (82.3%)	212 (61.4%)	266 (77.1%)	227 (65.8%)	252 (73.0%)	202 (58.6%)	196 (56.8%)	239 (69.3%)	

	4記録の作成及び保管									5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置		
遵守農場数(乳用)	60 (67.4%)	49 (55.1%)	77 (86.5%)	81 (91.0%)	82 (92.1%)	80 (89.9%)	82 (92.1%)	73 (82.0%)	3 (100.0%)	3 (100.0%)	67 (75.3%)	
遵守農場数(肉用)	201 (58.3%)	128 (37.1%)	276 (80.0%)	278 (80.6%)	284 (82.3%)	269 (78.0%)	270 (78.3%)	209 (60.6%)	4 (57.1%)	5 (71.4%)	194 (56.2%)	

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	71 (79.8%)	69 (77.5%)	73 (82.0%)	77 (86.5%)	72 (80.9%)	89 (100.0%)	61 (68.5%)	82 (92.1%)	79 (88.8%)	76 (85.4%)	64 (71.9%)
遵守農場数(肉用)	228 (66.1%)	221 (64.1%)	218 (63.2%)	250 (72.5%)	244 (70.7%)	342 (99.1%)	244 (70.7%)	284 (82.3%)	263 (76.2%)	246 (71.3%)	213 (61.7%)

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	48 (53.9%)	45 (50.6%)	75 (84.3%)	49 (55.1%)	34 (38.2%)	75 (84.3%)	73 (82.0%)	70 (78.7%)	71 (79.8%)	82 (92.1%)	73 (82.0%)
遵守農場数(肉用)	142 (41.2%)	117 (33.9%)	252 (73.0%)	209 (60.6%)	154 (44.6%)	219 (63.5%)	193 (55.9%)	210 (60.9%)	240 (69.6%)	285 (82.6%)	267 (77.4%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数(乳用)	62 (69.7%)	61 (68.5%)	75 (84.3%)	76 (85.4%)	82 (92.1%)	79 (88.8%)	75 (84.3%)	66 (74.2%)	76 (85.4%)	51 (57.3%)	64 (71.9%)
遵守農場数(肉用)	199 (57.7%)	194 (56.2%)	254 (73.6%)	224 (64.9%)	272 (78.8%)	263 (76.2%)	264 (76.5%)	222 (64.3%)	255 (73.9%)	172 (49.9%)	201 (58.3%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	73 (82.0%)	81 (91.0%)	55 (61.8%)	44 (49.4%)	71 (79.8%)	81 (91.0%)	79 (88.8%)	82 (92.1%)	80 (89.9%)	82 (92.1%)
遵守農場数(肉用)	232 (67.2%)	288 (83.5%)	185 (53.6%)	226 (65.5%)	238 (69.0%)	281 (81.4%)	250 (72.5%)	280 (81.2%)	272 (78.8%)	273 (79.1%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	81 (91.0%)	81 (91.0%)	81 (91.0%)	81 (91.0%)
遵守農場数(肉用)	262 (75.9%)	268 (77.7%)	274 (79.4%)	273 (79.1%)

② 豚

対象農場数			
全体	34	うち大規模	10

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	22 (64.7%)	23 (67.6%)	22 (64.7%)	23 (67.6%)	22 (64.7%)	20 (58.8%)	23 (67.6%)	
	4記録の作成及び保管							5大規模所有者が講ずる措置				
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールを作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定	
遵守農場数	21 (61.8%)	19 (55.9%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	10 (100.0%)	
	6獣医師等の健康管理指導	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	
			①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	23 (67.6%)	22 (64.7%)	23 (67.6%)	21 (61.8%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	26 (76.5%)	22 (64.7%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	
	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与			
		①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止						
遵守農場数	22 (64.7%)	22 (64.7%)	18 (52.9%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	19 (55.9%)	21 (61.8%)	23 (67.6%)	22 (64.7%)			
	21処理済みの飼料の利用			22安全な資材の利用	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止			24家畜を導入する際の健康観察等		25畜舎に立ち入る者の手指消毒等		
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施			
遵守農場数	34 (100.0%)	34 (100.0%)	34 (100.0%)	21 (61.8%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	22 (64.7%)	22 (64.7%)	23 (67.6%)		
	26畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用				27器具の定期的な清掃又は消毒等		28畜舎外での病原体による汚染防止					
	①畜舎専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣時の交差汚染の防止	③畜舎内外での作業者の区分等	④汚れた衣服・靴の洗浄・消毒等	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等	①畜舎への不必要な物品の持込み制限	②畜舎間移動の際のケージ・リフト等の使用	③畜舎出入口における重機・一輪車等の洗浄・消毒			
遵守農場数	22 (64.7%)	18 (52.9%)	19 (55.9%)	22 (64.7%)	23 (67.6%)	22 (64.7%)	23 (67.6%)	22 (64.7%)	22 (64.7%)			
	29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等			30給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	31ねずみ及び害虫の駆除		32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		33畜舎等施設の清掃及び消毒	34毎日の家畜の健康観察	35衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	
	①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕	③放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置等		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②畜舎の破損箇所の修繕	①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒				
遵守農場数	22 (64.7%)	21 (61.8%)	21 (61.8%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	22 (64.7%)	21 (61.8%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	22 (64.7%)	
	36衛生管理区域から退出する車両の消毒	37衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	38家畜の出荷又は移動時の健康観察		39特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			40特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
			①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	22 (64.7%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	23 (67.6%)	

④ 馬

対象農場数			
全体	24	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	17 (70.8%)	16 (66.7%)	17 (70.8%)	16 (66.7%)	11 (45.8%)	15 (62.5%)	14 (58.3%)	15 (62.5%)	13 (54.2%)	11 (45.8%)	15 (62.5%)	
	4記録の作成及び保管									5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	⑨獣医師等の健康管理指導			
遵守農場数	11 (45.8%)	7 (29.2%)	16 (66.7%)	16 (66.7%)	17 (70.8%)	17 (70.8%)	15 (62.5%)	12 (50.0%)	11 (45.8%)			
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与		
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数	13 (54.2%)	16 (66.7%)	16 (66.7%)	15 (62.5%)	15 (62.5%)	15 (62.5%)	11 (45.8%)	16 (66.7%)	15 (62.5%)	17 (70.8%)		
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の清掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒	
遵守農場数	18 (75.0%)	16 (66.7%)	15 (62.5%)	11 (45.8%)	14 (58.3%)	15 (62.5%)	17 (70.8%)	17 (70.8%)	16 (66.7%)	14 (58.3%)	15 (62.5%)	
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数	16 (66.7%)	18 (75.0%)	17 (70.8%)	12 (50.0%)	14 (58.3%)	18 (75.0%)	16 (66.7%)	17 (70.8%)	17 (70.8%)	17 (70.8%)	17 (70.8%)	

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除いた遵守率。
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
 ※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																		
	合計 A+B+ C	計 A	地 方 公 共 団 体								民 間 団 体						個 人 診 療 C	獣 医 師 以 外 の 者 D	
			都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他					
			本 庁	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所								食 肉 衛 生 検 査 所				
78	78	78	10	1	1	0	55	6	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,263	1,138	125	90.1%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

山口県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿			馬			めん羊					
	乳用				肉用				報告数				報告数			報告数			報告数					
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外
農場数	42	0	1	41	316	5	7	304	1	0	1	0	3	0	3	0	30	0	11	19	9	0	7	2
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.4%	-	2.3%	0.4%	1.0%	0.7%	0.8%	1.0%	6.7%	-	25.0%	-	1.8%	-	3.1%	-	0.7%	-	1.2%	0.6%	0.9%	-	1.2%	0.5%
頭羽数	2,267	0	1	2,266	14,337	3,649	7	10,681	1	0	1	0	7	0	7	0	163	0	11	152	29	0	16	13
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.2%	-	2.4%	0.2%	0.6%	0.4%	0.8%	0.7%	0.6%	-	25.0%	-	0.2%	-	3.6%	-	0.2%	-	1.2%	0.3%	0.1%	-	1.2%	0.1%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外
農場数	143	0	131	12	21	3	11	7	9	0	9	0	429	4	394	31	62	2	12	48	14	0	14	0
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	2.8%	-	3.0%	1.7%	0.4%	0.4%	0.6%	0.2%	4.3%	-	4.7%	-	3.4%	0.8%	4.2%	1.1%	1.6%	0.6%	4.0%	1.5%	1.5%	-	1.7%	-
頭羽数	450	0	238	212	32,755	29,161	11	3,583	15	0	15	0	1,749,875	1,165,635	5,480	578,760	1,484,819	254,000	112	1,230,707	88	0	88	0
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	2.0%	-	2.6%	1.7%	0.4%	0.5%	0.5%	0.1%	2.1%	-	4.5%	-	0.9%	0.8%	3.8%	1.3%	1.0%	0.5%	1.9%	1.2%	0.0%	-	1.2%	-

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外			
農場数	11	0	11	0	5	0	4	1	7	0	7	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8	0	0	0	0
全国シェア	1.8%	-	2.0%	-	2.4%	-	2.3%	3.0%	3.3%	-	4.1%	-	-	-	-	-	1.9%	-	2.0%	-	-	-	-	-
頭羽数	52	0	52	0	112	0	11	101	39	0	39	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	44,339	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782	0	0	0	0
全国シェア	0.0%	-	1.5%	-	0.2%	-	0.7%	0.2%	1.2%	-	8.2%	-	-	-	-	-	0.1%	-	0.3%	-	-	-	-	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号。以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちょうの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数												
	乳用	全体	41	うち大規模	0								
	肉用	全体	309	うち大規模	5								
	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	41 (100.0%)	40 (97.6%)	31 (75.6%)	39 (95.1%)	39 (95.1%)	40 (97.6%)	38 (92.7%)	41 (100.0%)	38 (92.7%)	36 (87.8%)	39 (95.1%)		
遵守農場数(肉用)	309 (100.0%)	309 (100.0%)	220 (71.2%)	309 (100.0%)	306 (99.0%)	304 (98.4%)	307 (99.4%)	309 (100.0%)	300 (97.1%)	296 (95.8%)	302 (97.7%)		
	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	6獣医師等の健康管理指導		
遵守農場数(乳用)	35 (85.4%)	29 (70.7%)	24 (58.5%)	24 (58.5%)	38 (92.7%)	40 (97.6%)	41 (100.0%)	37 (90.2%)	0 -	0 -	40 (97.6%)		
遵守農場数(肉用)	283 (91.6%)	263 (85.1%)	198 (64.1%)	191 (61.8%)	267 (86.4%)	295 (95.5%)	309 (100.0%)	298 (96.4%)	2 (40.0%)	2 (40.0%)	308 (99.7%)		
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数(乳用)	40 (97.6%)	37 (90.2%)	37 (90.2%)	40 (97.6%)	23 (56.1%)	40 (97.6%)	38 (92.7%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	37 (90.2%)		
遵守農場数(肉用)	304 (98.4%)	298 (96.4%)	308 (99.7%)	309 (100.0%)	224 (72.5%)	299 (96.8%)	279 (90.3%)	308 (99.7%)	306 (99.0%)	309 (100.0%)	290 (93.9%)		
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等			
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施		
遵守農場数(乳用)	28 (68.3%)	25 (61.0%)	41 (100.0%)	23 (56.1%)	11 (26.8%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	26 (63.4%)	38 (92.7%)	33 (80.5%)		
遵守農場数(肉用)	266 (86.1%)	172 (55.7%)	307 (99.4%)	210 (68.0%)	124 (40.1%)	297 (96.1%)	293 (94.8%)	302 (97.7%)	199 (64.4%)	266 (86.1%)	255 (82.5%)		
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び散地の消毒		
遵守農場数(乳用)	33 (80.5%)	35 (85.4%)	39 (95.1%)	41 (100.0%)	37 (90.2%)	41 (100.0%)	33 (80.5%)	37 (90.2%)	33 (80.5%)	26 (63.4%)	36 (87.8%)		
遵守農場数(肉用)	272 (88.0%)	281 (90.9%)	305 (98.7%)	308 (99.7%)	234 (75.7%)	269 (87.1%)	275 (89.0%)	293 (94.8%)	288 (93.2%)	254 (82.2%)	289 (93.5%)		
	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止					
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限			
遵守農場数(乳用)	35 (85.4%)	41 (100.0%)	29 (70.7%)	21 (51.2%)	34 (82.9%)	41 (100.0%)	40 (97.6%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)			
遵守農場数(肉用)	290 (93.9%)	309 (100.0%)	283 (91.6%)	198 (64.1%)	246 (79.6%)	309 (100.0%)	302 (97.7%)	309 (100.0%)	309 (100.0%)	309 (100.0%)			
	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止												
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等									
遵守農場数(乳用)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)	41 (100.0%)									
遵守農場数(肉用)	309 (100.0%)	309 (100.0%)	309 (100.0%)	309 (100.0%)									

④ 馬

対象農場数			
全体	19	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	19 (100.0%)	19 (100.0%)	13 (68.4%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	18 (94.7%)	18 (94.7%)	18 (94.7%)	
	4記録の作成及び保管									5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	⑨獣医師等の健康管理指導			
遵守農場数	12 (63.2%)	10 (52.6%)	11 (57.9%)	13 (68.4%)	15 (78.9%)	14 (73.7%)	19 (100.0%)	18 (94.7%)	19 (100.0%)			
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与		
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	18 (94.7%)	18 (94.7%)	17 (89.5%)	16 (84.2%)	16 (84.2%)	17 (89.5%)		
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の清掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒	
遵守農場数	14 (73.7%)	13 (68.4%)	15 (78.9%)	14 (73.7%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	13 (68.4%)	17 (89.5%)	16 (84.2%)	19 (100.0%)	
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数	16 (84.2%)	19 (100.0%)	15 (78.9%)	14 (73.7%)	14 (73.7%)	19 (100.0%)	18 (94.7%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	19 (100.0%)	

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
 ※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																	獣 医 師 以 外 の 者 D	
	合計 A+B+ C A	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体							個 人 診 療 C
		都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他						
		本 庁	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所	畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所								食 肉 衛 生 検 査 所					
117	85	81	7	2	1	2	38	15	3	0	12	0	1	0	0	0	0	4	32

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
1,104	1,104	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

徳島県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他
農場数	64	2	0	62	155	4	1	150	0	0	0	0	2	0	1	1	8	0	2	6	2	0	2	0
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.6%	0.3%	-	0.6%	0.5%	0.5%	0.1%	0.5%	-	-	-	-	1.2%	-	1.0%	1.5%	0.2%	-	0.2%	0.2%	0.2%	-	0.4%	-
頭羽数	3,389	979	0	2,410	22,360	7,011	1	15,348	0	0	0	0	62	0	2	60	58	0	2	56	4	0	4	0
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.3%	0.2%	-	0.3%	0.9%	0.8%	0.1%	1.0%	-	-	-	-	1.8%	-	1.0%	1.8%	0.1%	-	0.2%	0.1%	0.0%	-	0.3%	-

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他
農場数	34	0	32	2	33	6	11	16	3	0	2	1	180	3	143	34	186	4	1	181	3	0	3	0
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	0.7%	-	0.7%	0.3%	0.6%	0.7%	0.6%	0.5%	1.4%	-	1.0%	0.5%	1.4%	0.6%	1.5%	1.2%	4.9%	1.2%	0.3%	5.7%	0.3%	-	0.4%	-
頭羽数	101	0	74	27	45,274	34,333	12	10,929	16	0	4	12	1,086,167	563,300	1,538	521,329	4,356,852	588,900	12	3,767,940	12	0	12	0
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	0.5%	-	0.8%	0.2%	0.5%	0.6%	0.5%	0.4%	2.2%	-	1.2%	3.1%	0.6%	0.4%	1.1%	1.2%	2.8%	1.2%	0.2%	3.6%	0.0%	-	0.2%	-

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥						
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数						
	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他			
農場数	6	0	6	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8	0	0	0
全国シェア	1.0%	-	1.1%	-	1.0%	-	1.1%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
頭羽数	40	0	40	0	32	0	32	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782	0	0	0
全国シェア	0.0%	-	1.2%	-	0.1%	-	2.0%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号、以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数				
	乳用	全体	64	うち大規模	2
	肉用	全体	154	うち大規模	4

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(乳用)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	62 (96.9%)	62 (96.9%)	58 (90.6%)	64 (100.0%)	57 (89.1%)	58 (90.6%)	62 (96.9%)	
遵守農場数(肉用)	154 (100.0%)	152 (98.7%)	151 (98.1%)	154 (100.0%)	150 (97.4%)	151 (98.1%)	145 (94.2%)	152 (98.7%)	135 (87.7%)	133 (86.4%)	148 (96.1%)	

	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			6獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置		
遵守農場数(乳用)	43 (67.2%)	28 (43.8%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	63 (98.4%)	63 (98.4%)	61 (95.3%)	-	-	-	61 (95.3%)
遵守農場数(肉用)	119 (77.3%)	85 (55.2%)	150 (97.4%)	152 (98.7%)	152 (98.7%)	152 (98.7%)	150 (97.4%)	144 (93.5%)	4 (100.0%)	4 (100.0%)	148 (96.1%)	

	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数(乳用)	64 (100.0%)	57 (89.1%)	62 (96.9%)	63 (98.4%)	63 (98.4%)	60 (93.8%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	63 (98.4%)	54 (84.4%)	
遵守農場数(肉用)	149 (96.8%)	147 (95.5%)	141 (91.6%)	92 (59.7%)	153 (99.4%)	147 (95.5%)	154 (100.0%)	152 (98.7%)	150 (97.4%)	127 (82.5%)	

	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等	
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施
遵守農場数(乳用)	55 (85.9%)	18 (28.1%)	62 (96.9%)	53 (82.8%)	33 (51.6%)	61 (95.3%)	61 (95.3%)	63 (98.4%)	64 (100.0%)	63 (98.4%)	60 (93.8%)
遵守農場数(肉用)	129 (83.8%)	68 (44.2%)	150 (97.4%)	125 (81.2%)	85 (55.2%)	144 (93.5%)	145 (94.2%)	142 (92.2%)	152 (98.7%)	152 (98.7%)	144 (93.5%)

	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び散地の消毒
遵守農場数(乳用)	54 (84.4%)	58 (90.6%)	64 (100.0%)	62 (96.9%)	64 (100.0%)	63 (98.4%)	63 (98.4%)	59 (92.2%)	58 (90.6%)	52 (81.3%)	58 (90.6%)
遵守農場数(肉用)	129 (83.8%)	125 (81.2%)	148 (96.1%)	148 (96.1%)	154 (100.0%)	152 (98.7%)	154 (100.0%)	137 (89.0%)	137 (89.0%)	135 (87.7%)	142 (92.2%)

	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止		
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限
遵守農場数(乳用)	58 (90.6%)	64 (100.0%)	51 (79.7%)	55 (85.9%)	61 (95.3%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	133 (86.4%)	154 (100.0%)	122 (79.2%)	122 (79.2%)	145 (94.2%)	151 (98.1%)	153 (99.4%)	154 (100.0%)	154 (100.0%)	154 (100.0%)

	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数(乳用)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)	64 (100.0%)
遵守農場数(肉用)	153 (99.4%)	154 (100.0%)	154 (100.0%)	154 (100.0%)

④ 馬

対象農場数			
全体	6	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	6 (100.0%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	4 (66.7%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	6 (100.0%)	3 (50.0%)	3 (50.0%)	5 (83.3%)	

	4記録の作成及び保管									5獣医師等の健康管理指導
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	⑨	
遵守農場数	3 (50.0%)	3 (50.0%)	5 (83.3%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)

	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置							
遵守農場数	5 (83.3%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)

	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒	
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒
遵守農場数	6 (100.0%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	4 (66.7%)	5 (83.3%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	5 (83.3%)	6 (100.0%)

	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	4 (66.7%)	6 (100.0%)	5 (83.3%)	5 (83.3%)	6 (100.0%)	5 (83.3%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
 ※ 対象農場数が2以下の場合には遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																			
	合計 A+B+ C	計 A	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体					個 人 診 療 C	獣 医 師 以 外 の 者 D	
			都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他						
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所			
93	83	83	5	3	6	0	34	5	1	20	9	0	0	0	0	0	0	0	0	10

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
679	678	1	99.9%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

香川県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外
農場数	56	6	0	50	141	5	3	133	0	0	0	0	2	0	1	1	21	0	6	15	7	0	5	2
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,849	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.5%	1.0%	-	0.5%	0.4%	0.7%	0.4%	0.4%	-	-	-	-	1.2%	-	1.0%	1.5%	0.5%	0.7%	0.5%	0.7%	-	-	0.9%	0.5%
頭羽数	4,954	2,947	0	2,007	21,564	5,104	3	16,457	0	0	0	0	45	0	1	44	119	0	6	113	39	0	5	34
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.4%	0.7%	-	0.2%	0.9%	0.6%	0.3%	1.0%	-	-	-	-	1.3%	-	0.5%	1.3%	0.2%	-	0.7%	0.2%	0.2%	-	0.4%	0.2%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外
農場数	68	0	61	7	29	2	4	23	2	0	2	0	127	16	21	90	68	5	2	61	2	0	2	0
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	1.3%	-	1.4%	1.0%	0.5%	0.2%	0.2%	0.7%	1.0%	-	1.0%	-	1.0%	3.2%	0.2%	3.1%	1.8%	1.5%	0.7%	1.9%	0.2%	-	0.2%	-
頭羽数	261	0	119	142	28,077	10,676	5	17,396	5	0	5	0	5,572,325	3,653,606	558	1,918,161	2,228,427	603,000	20	1,625,407	21	0	21	0
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	1.2%	-	1.3%	1.2%	0.3%	0.2%	0.2%	0.6%	0.7%	-	1.5%	-	2.9%	2.5%	0.4%	4.4%	1.4%	1.2%	0.3%	1.5%	0.0%	-	0.3%	-

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外				
農場数	2	0	1	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8	0	0	0	0
全国シェア	0.3%	-	0.2%	3.4%	-	-	-	-	0.5%	-	0.6%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
頭羽数	505	0	2	503	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782	0	0	0	0
全国シェア	0.0%	-	0.1%	0.1%	-	-	-	-	0.0%	-	0.2%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号、以下「法」という。）第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告（「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」（令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知）の別添1「1. 基本情報」）における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛（次のイ、ロに該当するもの）の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛（乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。）
ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数											
	乳用	全体	56	うち大規模	6							
	肉用	全体	138	うち大規模	5							
	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数(乳用)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	55 (98.2%)	55 (98.2%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	55 (98.2%)	55 (98.2%)	56 (100.0%)	
遵守農場数(肉用)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	134 (97.1%)	138 (100.0%)	128 (92.8%)	125 (90.6%)	127 (92.0%)	
	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	6獣医師等の健康管理指導	
遵守農場数(乳用)	42 (75.0%)	37 (66.1%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	55 (98.2%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	55 (98.2%)	6 (100.0%)	6 (100.0%)	55 (98.2%)	
遵守農場数(肉用)	91 (65.9%)	77 (55.8%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	135 (97.8%)	135 (97.8%)	138 (100.0%)	130 (94.2%)	5 (100.0%)	5 (100.0%)	137 (99.3%)	
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置								
遵守農場数(乳用)	55 (98.2%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	55 (98.2%)	51 (91.1%)	56 (100.0%)	55 (98.2%)	56 (100.0%)	49 (87.5%)	
遵守農場数(肉用)	132 (95.7%)	129 (93.5%)	125 (90.6%)	131 (94.9%)	138 (100.0%)	131 (94.9%)	123 (89.1%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	135 (97.8%)	106 (76.8%)	
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等		
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施	
遵守農場数(乳用)	46 (82.1%)	37 (66.1%)	56 (100.0%)	47 (83.9%)	28 (50.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	51 (91.1%)	
遵守農場数(肉用)	92 (66.7%)	47 (34.1%)	138 (100.0%)	109 (79.0%)	69 (50.0%)	137 (99.3%)	138 (100.0%)	129 (93.5%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	124 (89.9%)	
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒	
遵守農場数(乳用)	45 (80.4%)	47 (83.9%)	55 (98.2%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	55 (98.2%)	54 (96.4%)	52 (92.9%)	56 (100.0%)	
遵守農場数(肉用)	102 (73.9%)	104 (75.4%)	136 (98.6%)	133 (96.4%)	137 (99.3%)	134 (97.1%)	138 (100.0%)	117 (84.8%)	123 (89.1%)	108 (78.3%)	127 (92.0%)	
	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止				
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限		
遵守農場数(乳用)	55 (98.2%)	56 (100.0%)	47 (83.9%)	47 (83.9%)	55 (98.2%)	56 (100.0%)	55 (98.2%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)		
遵守農場数(肉用)	120 (87.0%)	138 (100.0%)	99 (71.7%)	93 (67.4%)	127 (92.0%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)		
	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止											
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等								
遵守農場数(乳用)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)	56 (100.0%)								
遵守農場数(肉用)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)	138 (100.0%)								

④ 馬

対象農場数			
全体	15	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	12 (80.0%)	13 (86.7%)	13 (86.7%)	
	4記録の作成及び保管									5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	⑨馬の移動に関する記録の作成・保管			
遵守農場数	11 (73.3%)	7 (46.7%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与		
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数	13 (86.7%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	12 (80.0%)	9 (60.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)		
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒	
遵守農場数	15 (100.0%)	15 (100.0%)	10 (66.7%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	8 (53.3%)	15 (100.0%)	
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数	14 (93.3%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	8 (53.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除いた遵守率。
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
 ※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																		
	合計 A+B+ C	計 A	地 方 公 共 団 体									民 間 団 体					個 人 診 療 C	獣 医 師 以 外 の 者 D	
			都 道 府 県			保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他							
			本 庁	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所	食 肉 衛 生 検 査 所				
76	73	73	11	6	0	0	22	9	4	8	10	0	3	0	0	0	0	0	3

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
526	526	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

愛媛県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿			馬			めん羊					
	乳用				肉用				報告数				報告数			報告数			報告数					
	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他
農場数	78	2	0	76	144	1	7	136	1	0	1	0	5	0	2	3	41	0	21	20	8	0	6	2
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.7%	0.3%	-	0.7%	0.4%	0.1%	0.8%	0.4%	6.7%	-	25.0%	-	3.0%	-	2.1%	4.4%	1.0%	-	2.3%	0.6%	0.8%	-	1.1%	0.5%
頭羽数	4,678	1,148	0	3,530	9,952	850	7	9,095	1	0	1	0	74	0	7	67	191	0	21	170	18	0	7	11
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.4%	0.3%	-	0.4%	0.4%	0.1%	0.8%	0.6%	0.6%	-	25.0%	-	2.1%	-	3.6%	2.1%	0.2%	-	2.3%	0.3%	0.1%	-	0.5%	0.1%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数							
	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	
農場数	103	0	88	15	116	18	19	79	14	0	12	2	334	8	271	55	46	3	4	39	9	0	9	0
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	2.0%	-	2.0%	2.1%	2.1%	2.2%	1.1%	2.5%	6.7%	-	6.3%	11.1%	2.6%	1.6%	2.9%	1.9%	1.2%	0.9%	1.3%	1.2%	1.0%	-	1.1%	-
頭羽数	299	0	166	133	217,692	143,703	48	73,941	73	0	20	53	2,333,091	1,269,565	4,745	1,058,781	1,071,766	416,000	127	655,639	68	0	68	0
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	1.4%	-	1.8%	1.1%	2.5%	2.4%	2.0%	2.5%	10.1%	-	6.0%	13.6%	1.2%	0.9%	3.3%	2.4%	0.7%	0.8%	2.2%	0.6%	0.0%	-	1.0%	-

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	
農場数	12	0	12	0	16	0	7	9	2	0	2	0	0	0	0	1	0	1	0	
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	2.0%	-	2.2%	-	7.7%	-	4.0%	27.3%	1.0%	-	1.2%	-	-	-	-	-	0.9%	-	1.0%	-
頭羽数	154	0	154	0	23,622	0	136	23,486	9	0	9	0	0	0	0	0	1	0	1	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	0.0%	-	4.5%	-	51.4%	-	8.4%	53.0%	0.3%	-	1.9%	-	-	-	-	-	0.0%	-	0.2%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号、以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している家畜ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上

イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満24月以上のその他の牛

(2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上

イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)

ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛

(3) 水牛・馬の場合 200頭以上

(4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上

(5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上

(6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

(1) 牛・水牛・馬の場合 1頭

(2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満

(3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満

(4) だちょうの場合 10羽未満

(2)飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数												
	乳用	全体	78	うち大規模	2								
	肉用	全体	137	うち大規模	1								
	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	78 (100.0%)	75 (96.2%)	78 (100.0%)	77 (98.7%)	65 (83.3%)	75 (96.2%)	72 (92.3%)	78 (100.0%)	58 (74.4%)	58 (74.4%)	62 (79.5%)		
遵守農場数(肉用)	136 (99.3%)	136 (99.3%)	136 (99.3%)	137 (100.0%)	113 (82.5%)	132 (96.4%)	127 (92.7%)	120 (87.6%)	106 (77.4%)	101 (73.7%)	116 (84.7%)		
	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	6獣医師等の健康管理指導		
遵守農場数(乳用)	63 (80.8%)	44 (56.4%)	75 (96.2%)	74 (94.9%)	77 (98.7%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)	74 (94.9%)	-	-	72 (92.3%)		
遵守農場数(肉用)	102 (74.5%)	94 (68.6%)	136 (99.3%)	136 (99.3%)	135 (98.5%)	134 (97.8%)	133 (97.1%)	110 (80.3%)	-	-	103 (75.2%)		
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数(乳用)	73 (93.6%)	71 (91.0%)	71 (91.0%)	77 (98.7%)	59 (75.6%)	73 (93.6%)	72 (92.3%)	77 (98.7%)	76 (97.4%)	77 (98.7%)	70 (89.7%)		
遵守農場数(肉用)	122 (89.1%)	127 (92.7%)	110 (80.3%)	131 (95.6%)	117 (85.4%)	125 (91.2%)	129 (94.2%)	134 (97.8%)	132 (96.4%)	117 (85.4%)	116 (84.7%)		
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等			
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施		
遵守農場数(乳用)	45 (57.7%)	42 (53.8%)	72 (92.3%)	50 (64.1%)	43 (55.1%)	69 (88.5%)	72 (92.3%)	75 (96.2%)	70 (89.7%)	76 (97.4%)	73 (93.6%)		
遵守農場数(肉用)	94 (68.6%)	81 (59.1%)	117 (85.4%)	106 (77.4%)	93 (67.9%)	126 (92.0%)	126 (92.0%)	132 (96.4%)	131 (95.6%)	132 (96.4%)	128 (93.4%)		
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び散地の消毒		
遵守農場数(乳用)	67 (85.9%)	49 (62.8%)	62 (79.5%)	75 (96.2%)	77 (98.7%)	76 (97.4%)	75 (96.2%)	56 (71.8%)	61 (78.2%)	56 (71.8%)	69 (88.5%)		
遵守農場数(肉用)	102 (74.5%)	97 (70.8%)	134 (97.8%)	112 (81.8%)	134 (97.8%)	137 (100.0%)	133 (97.1%)	127 (92.7%)	131 (95.6%)	97 (70.8%)	123 (89.8%)		
	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止					
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限			
遵守農場数(乳用)	74 (94.9%)	76 (97.4%)	70 (89.7%)	50 (64.1%)	69 (88.5%)	78 (100.0%)	77 (98.7%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)			
遵守農場数(肉用)	119 (86.9%)	136 (99.3%)	116 (84.7%)	106 (77.4%)	126 (92.0%)	137 (100.0%)	136 (99.3%)	137 (100.0%)	137 (100.0%)	137 (100.0%)			
	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止												
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等									
遵守農場数(乳用)	78 (100.0%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)	78 (100.0%)									
遵守農場数(肉用)	137 (100.0%)	137 (100.0%)	137 (100.0%)	137 (100.0%)									

② 豚

対象農場数			
全体	97	うち大規模	18

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底
遵守農場数	97 (100.0%)	97 (100.0%)	96 (99.0%)	97 (100.0%)	94 (96.9%)	96 (99.0%)	95 (97.9%)	97 (100.0%)	95 (97.9%)	95 (97.9%)	96 (99.0%)
	4記録の作成及び保管							5大規模所有者が講ずる措置			
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールを作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定
遵守農場数	93 (95.9%)	85 (87.6%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	96 (99.0%)	96 (99.0%)	94 (96.9%)	92 (94.8%)	18 (100.0%)	17 (94.4%)	15 (83.3%)
	6獣医師等の健康管理指導	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限
			①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置						
遵守農場数	91 (93.8%)	96 (99.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	93 (95.9%)	93 (95.9%)	96 (99.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)
	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与		
		①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					
遵守農場数	96 (99.0%)	97 (100.0%)	89 (91.8%)	97 (100.0%)	96 (99.0%)	81 (83.5%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	96 (99.0%)		
	21処理済みの飼料の利用			22安全な資材の利用	23衛生管理区域への野生動物の侵入防止			24家畜を導入する際の健康観察等		25畜舎に立ち入る者の手指消毒等	
	①食品循環資源の適正処理	②加熱後の交差汚染防止	③未加熱飼料の持込み制限		①防護柵の設置等	②定期点検・修繕	③防護柵周囲の除草	①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施		
遵守農場数	97 (100.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	96 (99.0%)	97 (100.0%)	94 (96.9%)	96 (99.0%)	
	26畜舎ごとの専用の衣服及び靴の設置並びに使用				27器具の定期的な清掃又は消毒等		28畜舎外での病原体による汚染防止				
	①畜舎専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣時の交差汚染の防止	③畜舎内外での作業者の区分等	④汚れた衣服・靴の洗浄・消毒等	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等	①畜舎への不必要な物品の持込み制限	②畜舎間移動の際のケージ・リフト等の使用	③畜舎出入口における重機・一輪車等の洗浄・消毒		
遵守農場数	85 (87.6%)	74 (76.3%)	81 (83.5%)	92 (94.8%)	97 (100.0%)	95 (97.9%)	97 (100.0%)	91 (93.8%)	97 (100.0%)		
	29野生動物侵入防止のためのネット等の設置等			30給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	31ねずみ及び害虫の駆除		32衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		33畜舎等施設の清掃及び消毒	34毎日の家畜の健康観察	35衛生管理区域から退出する者の手指消毒等
	①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕	③放牧場の給餌場所における防鳥ネットの設置等		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②畜舎の破損箇所の修繕	①ねずみ等の隠れ場所の一掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒			
遵守農場数	95 (97.9%)	96 (99.0%)	97 (100.0%)	91 (93.8%)	96 (99.0%)	96 (99.0%)	91 (93.8%)	97 (100.0%)	93 (95.9%)	97 (100.0%)	95 (97.9%)
	36衛生管理区域から退出する車両の消毒	37衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	38家畜の出荷又は移動時の健康観察		39特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			40特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止			
			①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等
遵守農場数	95 (97.9%)	96 (99.0%)	96 (99.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	96 (99.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	97 (100.0%)	96 (99.0%)

④ 馬

対象農場数			
全体	20	うち大規模	0

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	17 (85.0%)	17 (85.0%)	18 (90.0%)	
	4記録の作成及び保管									5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管				
遵守農場数	19 (95.0%)	17 (85.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)	19 (95.0%)	19 (95.0%)		
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与		
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数	20 (100.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)		
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒	
遵守農場数	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	17 (85.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数	19 (95.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	19 (95.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	20 (100.0%)	

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除した遵守率。
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
 ※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																	個人診療 C	獣医師以外の者 D
	合計 A+B+ C	地 方 公 共 団 体											民 間 団 体						
		計 A	都 道 府 県				保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他						
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等								家畜保健衛生所	畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所		
91	91	91	5	4	0	0	35	6	2	9	19	0	11	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
930	930	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

高知県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿				馬				めん羊			
	乳用				肉用				報告数				報告数				報告数				報告数			
	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	報告数	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外
農場数	39	1	0	38	107	0	4	103	0	0	0	0	0	0	0	17	1	2	14	2	0	0	2	
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	0.4%	0.2%	-	0.4%	0.3%	-	0.5%	0.3%	-	-	-	-	-	-	-	-	0.4%	2.3%	0.2%	0.4%	0.2%	-	-	0.5%
頭羽数	2,975	536	0	2,439	5,878	0	4	5,874	0	0	0	0	0	0	0	738	591	2	145	108	0	0	108	
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.2%	0.1%	-	0.3%	0.2%	-	0.5%	0.4%	-	-	-	-	-	-	-	-	1.0%	2.5%	0.2%	0.3%	0.5%	-	-	0.5%

	山羊				豚				いのしし				鶏				あひる							
	報告数				報告数				報告数				採卵				肉用				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外
農場数	17	0	13	4	23	2	9	12	2	0	1	1	125	1	83	41	15	1	2	12	5	0	2	3
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	0.3%	-	0.3%	0.6%	0.4%	0.2%	0.5%	0.4%	1.0%	-	0.5%	5.6%	1.0%	0.2%	0.9%	1.4%	0.4%	0.3%	0.7%	0.4%	0.5%	-	0.2%	3.7%
頭羽数	70	0	33	37	22,100	11,900	12	10,188	8	0	1	7	289,270	173,000	2,048	114,222	441,338	216,800	162	224,376	2,011	0	6	2,005
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	0.3%	-	0.4%	0.3%	0.3%	0.2%	0.5%	0.3%	1.1%	-	0.3%	1.8%	0.2%	0.1%	1.4%	0.3%	0.3%	0.4%	2.7%	0.2%	0.6%	-	0.1%	0.9%

	うずら				きじ				だちよう				ほろほろ鳥				七面鳥			
	報告数				報告数				報告数				報告数				報告数			
	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外	うち大規模	うち小規模	うち畜産部以外		
農場数	0	0	0	0	2	0	1	1	1	0	1	0	1	0	1	0	2	0	1	1
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	-	-	-	-	1.0%	-	0.6%	3.0%	0.5%	-	0.6%	-	1.4%	-	1.5%	-	1.9%	-	1.0%	12.5%
頭羽数	0	0	0	0	3,323	0	22	3,301	3	0	3	0	32	0	32	0	405	0	5	400
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	-	-	-	-	7.2%	-	1.4%	7.4%	0.1%	-	0.6%	-	0.3%	-	2.3%	-	16.9%	-	0.8%	22.4%

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号、以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づき定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づき定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づき定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づき定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
 - イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
 - ロ 月齢が24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
 - イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
 - ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちよう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちようの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数												
	乳用	全体	39	うち大規模	1								
	肉用	全体	103	うち大規模	0								
	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	39 (100.0%)	38 (97.4%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	35 (89.7%)	36 (92.3%)	34 (87.2%)	39 (100.0%)	21 (53.8%)	15 (38.5%)	36 (92.3%)		
遵守農場数(肉用)	103 (100.0%)	102 (99.0%)	103 (100.0%)	103 (100.0%)	89 (86.4%)	94 (91.3%)	68 (66.0%)	102 (99.0%)	33 (32.0%)	31 (30.1%)	81 (78.6%)		
	4記録の作成及び保管									5大規模所有者が講ずる措置		6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	6獣医師等の健康管理指導		
遵守農場数(乳用)	27 (69.2%)	21 (53.8%)	38 (97.4%)	38 (97.4%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	38 (97.4%)	30 (76.9%)	-	-	39 (100.0%)		
遵守農場数(肉用)	47 (45.6%)	30 (29.1%)	102 (99.0%)	102 (99.0%)	103 (100.0%)	103 (100.0%)	101 (98.1%)	98 (95.1%)	0	-	101 (98.1%)		
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数(乳用)	33 (84.6%)	34 (87.2%)	35 (89.7%)	38 (97.4%)	38 (97.4%)	39 (100.0%)	29 (74.4%)	39 (100.0%)	38 (97.4%)	37 (94.9%)	23 (59.0%)		
遵守農場数(肉用)	83 (80.6%)	91 (88.3%)	101 (98.1%)	102 (99.0%)	101 (98.1%)	103 (100.0%)	83 (80.6%)	103 (100.0%)	102 (99.0%)	100 (97.1%)	47 (45.6%)		
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等			
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施		
遵守農場数(乳用)	30 (76.9%)	7 (17.9%)	37 (94.9%)	25 (64.1%)	12 (30.8%)	36 (92.3%)	38 (97.4%)	26 (66.7%)	39 (100.0%)	38 (97.4%)	32 (82.1%)		
遵守農場数(肉用)	77 (74.8%)	18 (17.5%)	99 (96.1%)	75 (72.8%)	56 (54.4%)	102 (99.0%)	102 (99.0%)	79 (76.7%)	103 (100.0%)	102 (99.0%)	94 (91.3%)		
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び散地の消毒		
遵守農場数(乳用)	21 (53.8%)	32 (82.1%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	37 (94.9%)	25 (64.1%)	36 (92.3%)	26 (66.7%)	31 (79.5%)		
遵守農場数(肉用)	51 (49.5%)	69 (67.0%)	101 (98.1%)	99 (96.1%)	103 (100.0%)	103 (100.0%)	101 (98.1%)	77 (74.8%)	86 (83.5%)	67 (65.0%)	91 (88.3%)		
	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止					
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限			
遵守農場数(乳用)	28 (71.8%)	39 (100.0%)	20 (51.3%)	22 (56.4%)	36 (92.3%)	39 (100.0%)	36 (92.3%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)			
遵守農場数(肉用)	76 (73.8%)	103 (100.0%)	53 (51.5%)	71 (68.9%)	97 (94.2%)	103 (100.0%)	102 (99.0%)	103 (100.0%)	103 (100.0%)	103 (100.0%)			
	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止												
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等									
遵守農場数(乳用)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)	39 (100.0%)									
遵守農場数(肉用)	103 (100.0%)	103 (100.0%)	103 (100.0%)	103 (100.0%)									

③ 鶏

対象農場数				
採卵	全体	42	うち大規模	1
肉用	全体	13	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践							3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底				
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底					
遵守農場数(採卵)	42 (100.0%)	40 (95.2%)	42 (100.0%)	42 (100.0%)	35 (83.3%)	38 (90.5%)	26 (61.9%)	41 (97.6%)	21 (50.0%)	21 (50.0%)	31 (73.8%)					
遵守農場数(肉用)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	11 (84.6%)	13 (100.0%)	9 (69.2%)	12 (92.3%)	7 (53.8%)	6 (46.2%)	12 (92.3%)					
	4記録の作成及び保管									5大規模所有者が講ずる措置						
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家きんの導入に関する記録の作成・保管	⑥家きんの移動に関する記録の作成・保管	⑦家きんの異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールを作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	③対応計画の策定					
遵守農場数(採卵)	31 (73.8%)	29 (69.0%)	41 (97.6%)	41 (97.6%)	41 (97.6%)	41 (97.6%)	38 (90.5%)	36 (85.7%)	-	-	-					
遵守農場数(肉用)	9 (69.2%)	6 (46.2%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	9 (69.2%)	10 (76.9%)	-	-	-					
	6獣医師等の健康管理指導	7衛生管理区域の設定			8埋却等に備えた措置	9愛玩動物の飼養禁止	10密飼いの防止	11衛生管理区域への必要のない者の立入制限	12他の畜産施設等に立ち上った者等の衛生管理区域への立入制限	13衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等						
		①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置												
遵守農場数(採卵)	28 (66.7%)	38 (90.5%)	39 (92.9%)	41 (97.6%)	42 (100.0%)	39 (92.9%)	42 (100.0%)	41 (97.6%)	42 (100.0%)	37 (88.1%)						
遵守農場数(肉用)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	11 (84.6%)	11 (84.6%)	13 (100.0%)	11 (84.6%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	11 (84.6%)	11 (84.6%)						
	14衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			15衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		16他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	17海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	18飲用水の給与	19家きんを導入する際の健康観察等		20家きん舎に立ち入る者の手指消毒等					
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止				①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家きんの隔離の実施						
遵守農場数(採卵)	40 (95.2%)	16 (38.1%)	39 (92.9%)	41 (97.6%)	30 (71.4%)	40 (95.2%)	42 (100.0%)	27 (64.3%)	42 (100.0%)	40 (95.2%)	40 (95.2%)					
遵守農場数(肉用)	11 (84.6%)	8 (61.5%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	7 (53.8%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	8 (61.5%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)					
	21家きん舎ごとの専用の靴の設置並びに使用				22器具の定期的な清掃又は消毒等	23家きん舎への不必要な物品の持ち込み制限	24野生動物侵入防止のためのネット等の設置等		25給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	26ねずみ及び害虫の駆除						
	①家きん舎ごとの専用の靴の設置等	②更衣時の交差汚染の防止	③家きん舎内外での作業者の区別等	④汚れた靴の洗浄・消毒			①防鳥ネット等の設置	②定期点検・修繕		①殺そ剤・殺虫剤の散布、粘着シートの設置等	②家きん舎の破損箇所の修繕					
遵守農場数(採卵)	41 (97.6%)	23 (54.8%)	28 (66.7%)	37 (88.1%)	39 (92.9%)	41 (97.6%)	40 (95.2%)	41 (97.6%)	41 (97.6%)	38 (90.5%)	42 (100.0%)					
遵守農場数(肉用)	13 (100.0%)	10 (76.9%)	11 (84.6%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)					
	27衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		28家きん等施設の清掃及び消毒	29毎日の家きんの健康観察	30衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	31衛生管理区域から退出する車両の消毒	32衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	33家きんの出荷又は移動時の健康観察								
	①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒						①家きんの移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止							
遵守農場数(採卵)	36 (85.7%)	37 (88.1%)	34 (81.0%)	42 (100.0%)	37 (88.1%)	38 (90.5%)	37 (88.1%)	42 (100.0%)	42 (100.0%)							
遵守農場数(肉用)	11 (84.6%)	11 (84.6%)	10 (76.9%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	11 (84.6%)	13 (100.0%)	13 (100.0%)							
	34特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止			35特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止												
	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等									
遵守農場数(採卵)	42 (100.0%)	42 (100.0%)	42 (100.0%)	42 (100.0%)	42 (100.0%)	42 (100.0%)	42 (100.0%)									
遵守農場数(肉用)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	13 (100.0%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)	12 (92.3%)									

④ 馬

対象農場数			
全体	15	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底		
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底	
遵守農場数	15 (100.0%)	12 (80.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	11 (73.3%)	15 (100.0%)	5 (33.3%)	14 (93.3%)	3 (20.0%)	2 (13.3%)	9 (60.0%)	
	4記録の作成及び保管									5獣医師等の健康管理指導		
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	⑨獣医師等の健康管理指導			
遵守農場数	6 (40.0%)	2 (13.3%)	12 (80.0%)	12 (80.0%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	12 (80.0%)	11 (73.3%)			
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与		
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数	10 (66.7%)	11 (73.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	11 (73.3%)	7 (46.7%)	7 (46.7%)	14 (93.3%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)		
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒		
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の清掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒	
遵守農場数	15 (100.0%)	14 (93.3%)	8 (53.3%)	9 (60.0%)	14 (93.3%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	14 (93.3%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)	
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止				
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等	
遵守農場数	13 (86.7%)	15 (100.0%)	7 (46.7%)	6 (40.0%)	13 (86.7%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	15 (100.0%)	

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。
 ※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除いた遵守率。
 ※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。
 ※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																	獣 医 師 以 外 の 者 D	
	合計 A+B+ C	計 A	地 方 公 共 団 体									民 間 団 体					個 人 診 療 C		
			都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他					
			家 畜 衛 生 関 係	公 衆 衛 生 関 係	そ の 他	地 方 農 林 事 務 所 等	家 畜 保 健 衛 生 所								畜 産 試 験 場 等	地 方 衛 生 研 究 所			食 肉 衛 生 検 査 所
79	50	50	6	0	0	0	32	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	29

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
358	358	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数

福岡県

1. 家畜の飼養に係る衛生管理の状況

(1) 報告農場数及び頭羽数

(令和6年2月1日現在)

	牛								水牛				鹿			馬			めん羊					
	乳用				肉用				報告数				報告数			報告数			報告数					
	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他
農場数	156	2	0	154	140	5	1	134	0	0	0	0	3	0	2	1	72	1	15	56	6	0	4	2
全国	10,875	621	44	10,210	33,252	746	857	31,649	15	0	4	11	165	0	97	68	4,167	43	917	3,207	995	0	566	429
全国シェア	1.4%	0.3%	-	1.5%	0.4%	0.7%	0.1%	0.4%	-	-	-	-	1.8%	-	2.1%	1.5%	1.7%	2.3%	1.6%	1.7%	0.6%	-	0.7%	0.5%
頭羽数	10,657	500	0	10,157	22,803	8,914	1	13,888	0	0	0	0	23	0	8	15	1,102	277	15	810	26	0	5	21
全国	1,327,723	401,067	41	926,615	2,425,957	852,344	858	1,572,755	155	0	4	151	3,456	0	195	3,261	77,595	23,388	917	53,290	23,105	0	1,387	21,718
全国シェア	0.8%	0.1%	-	1.1%	0.9%	1.0%	0.1%	0.9%	-	-	-	-	0.7%	-	4.1%	0.5%	1.4%	1.2%	1.6%	1.5%	0.1%	-	0.4%	0.1%

	山羊				豚				いのしし				鶏			あひる								
	報告数				報告数				報告数				報告数			報告数								
	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他				
農場数	119	0	93	26	95	6	53	36	4	0	4	0	180	7	81	92	41	1	3	37	14	0	12	2
全国	5,061	0	4,351	710	5,642	826	1,710	3,106	209	0	191	18	12,804	506	9,377	2,921	3,797	338	300	3,159	911	7	823	81
全国シェア	2.4%	-	2.1%	3.7%	1.7%	0.7%	3.1%	1.2%	1.9%	-	2.1%	-	1.4%	1.4%	0.9%	3.1%	1.1%	0.3%	1.0%	1.2%	1.5%	-	1.5%	2.5%
頭羽数	576	0	209	367	83,638	46,244	67	37,327	10	0	10	0	3,018,425	1,942,319	1,775	1,074,331	1,189,313	121,300	75	1,067,938	2,140	0	90	2,050
全国	22,019	614	9,135	12,270	8,808,985	5,891,000	2,345	2,915,640	724	0	335	389	189,514,566	145,856,042	144,482	43,514,042	155,420,720	50,107,400	5,894	105,307,426	350,136	121,983	7,123	221,030
全国シェア	2.6%	-	2.3%	3.0%	0.9%	0.8%	2.9%	1.3%	1.4%	-	3.0%	-	1.6%	1.3%	1.2%	2.5%	0.8%	0.2%	1.3%	1.0%	0.6%	-	1.3%	0.9%

	うずら				きじ				だちょう				ほろほろ鳥			七面鳥				
	報告数				報告数				報告数				報告数			報告数				
	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他	報告数	うち大規模	うち小規模	うちその他
農場数	6	0	6	0	2	0	2	0	13	0	12	1	4	0	4	0	2	0	2	0
全国	600	16	555	29	209	0	176	33	209	0	172	37	74	0	67	7	106	0	98	8
全国シェア	1.0%	-	1.1%	-	1.0%	-	1.1%	-	6.2%	-	7.0%	2.7%	5.4%	-	6.0%	-	1.9%	-	2.0%	-
頭羽数	99	0	99	0	3	0	3	0	51	0	28	23	23	0	23	0	11	0	11	0
全国	4,167,779	3,321,000	3,386	843,393	45,965	0	1,626	44,339	3,125	0	474	2,651	9,506	0	1,390	8,116	2,396	0	614	1,782
全国シェア	0.0%	-	2.9%	-	0.0%	-	0.2%	-	1.6%	-	5.9%	0.9%	0.2%	-	1.7%	-	0.5%	-	1.8%	-

※ 当該年の家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号、以下「法」という。)第12条の4第1項の規定に基づき報告された数を集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、それぞれ飼養している畜種ごとに頭羽数を集計。

※ 乳用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「乳用雌牛」を主として飼養している農場。

※ 乳用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「乳用雌牛」。

※ 肉用牛農場とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)の「肥育牛」又は「繁殖牛」を主として飼養している農場。

※ 肉用牛とは、当該年の法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告(「家畜の飼養に係る衛生管理の状況等に関する各種様式について」(令和2年9月29日付け2消安第2846号農林水産省消費・安全局長通知)の別添1「1. 基本情報」)における「肥育牛」及び「繁殖牛」。

※ 大規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 200頭以上
イ 月齢が満17月以上の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
- ロ 月齢が24月以上のその他の牛
- (2) 育成牛(次のイ、ロに該当するもの)の場合 3,000頭以上
イ 月齢が満4月以上満17月未満の肥育牛(乳用種の雄牛・交雑種の牛に限る。)
- ロ 月齢が満4月以上満24月未満のその他の牛
- (3) 水牛・馬の場合 200頭以上
- (4) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 3,000頭以上
- (5) 鶏・うずらの場合 10万羽以上
- (6) あひる・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 1万羽以上

※ 小規模農場とは、以下の頭羽数の家畜の所有者をいう。

- (1) 牛・水牛・馬の場合 1頭
- (2) 鹿・めん羊・山羊・豚・いのししの場合 6頭未満
- (3) 鶏・あひる・うずら・きじ・ほろほろ鳥・七面鳥の場合 100羽未満
- (4) だちょうの場合 10羽未満

(2) 飼養衛生管理基準の遵守状況

① 牛	対象農場数												
	乳用	全体	156	うち大規模	2								
	肉用	全体	139	うち大規模	5								
	1家畜所有者の責務				2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践					3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の畜産関係者との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	④家保等から提供される情報の確認	⑤講習会等による家畜防疫情報の把握	⑥飼養衛生管理の定期的な点検	⑦衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑧家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数(乳用)	156 (100.0%)	155 (99.4%)	156 (100.0%)	156 (100.0%)	151 (96.8%)	155 (99.4%)	154 (98.7%)	156 (100.0%)	154 (98.7%)	154 (98.7%)	156 (100.0%)		
遵守農場数(肉用)	139 (100.0%)	138 (99.3%)	139 (100.0%)	139 (100.0%)	133 (95.7%)	139 (100.0%)	136 (97.8%)	139 (100.0%)	134 (96.4%)	133 (95.7%)	137 (98.6%)		
	4記録の作成及び保管								5大規模所有者が講ずる措置			6獣医師等の健康管理指導	
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤家畜の導入に関する記録の作成・保管	⑥家畜の移動に関する記録の作成・保管	⑦家畜の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管	①通報ルールの作成等	②畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置	6獣医師等の健康管理指導		
遵守農場数(乳用)	130 (83.3%)	113 (72.4%)	155 (99.4%)	156 (100.0%)	156 (100.0%)	156 (100.0%)	156 (100.0%)	154 (98.7%)	-	-	155 (99.4%)		
遵守農場数(肉用)	117 (84.2%)	96 (69.1%)	137 (98.6%)	139 (100.0%)	139 (100.0%)	139 (100.0%)	138 (99.3%)	138 (99.3%)	5 (100.0%)	4 (80.0%)	139 (100.0%)		
	7家畜伝染病の発生リスクの高まりに対する準備	8衛生管理区域の設定			9放牧制限の準備	10埋却等の準備	11愛玩動物の飼養禁止	12密飼いの防止	13衛生管理区域への必要のない者の立入制限	14他の畜産施設等に立ち入った者等の衛生管理区域への立入制限	15衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等		
		①衛生管理区域の境界の明確化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置									
遵守農場数(乳用)	155 (99.4%)	124 (79.5%)	155 (99.4%)	152 (97.4%)	156 (100.0%)	156 (100.0%)	122 (78.2%)	156 (100.0%)	154 (98.7%)	156 (100.0%)	119 (76.3%)		
遵守農場数(肉用)	139 (100.0%)	127 (91.4%)	138 (99.3%)	137 (98.6%)	139 (100.0%)	139 (100.0%)	117 (84.2%)	138 (99.3%)	138 (99.3%)	138 (99.3%)	103 (74.1%)		
	16衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用			17衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等		18他の畜産施設等で使用した物品を衛生管理区域に持ち込む際の措置	19海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	20飲用水の給与	21安全な資材の利用	22家畜を導入する際の健康観察等			
	①衛生管理区域専用の衣服・靴の設置・使用	②更衣による交差汚染の防止	③衣服・靴の洗浄・消毒	①車両の消毒	②車内における交差汚染の防止					①導入元の疾病発生状況等の確認	②導入家畜の隔離の実施		
遵守農場数(乳用)	137 (87.8%)	87 (55.8%)	156 (100.0%)	84 (53.8%)	40 (25.6%)	156 (100.0%)	156 (100.0%)	153 (98.1%)	155 (99.4%)	156 (100.0%)	155 (99.4%)		
遵守農場数(肉用)	118 (84.9%)	71 (51.1%)	139 (100.0%)	89 (64.0%)	39 (28.1%)	138 (99.3%)	139 (100.0%)	137 (98.6%)	139 (100.0%)	139 (100.0%)	128 (92.1%)		
	23畜舎に立ち入る者の手指消毒等	24畜舎の入口における靴の交換又は消毒		25器具の定期的な清掃又は消毒等		26畜舎への不必要な物品の持ち込み制限	27死体保管場所への野生動物の侵入防止	28給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	29ねずみ及び害虫の駆除	30衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
		①畜舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒	①器具の定期的な清掃・消毒	②使用物品の1頭ごとの交換等					①ねずみ等の隠れ場所の掃	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒		
遵守農場数(乳用)	119 (76.3%)	134 (85.9%)	156 (100.0%)	155 (99.4%)	156 (100.0%)	154 (98.7%)	153 (98.1%)	149 (95.5%)	135 (86.5%)	133 (85.3%)	146 (93.6%)		
遵守農場数(肉用)	102 (73.4%)	108 (77.7%)	137 (98.6%)	135 (97.1%)	139 (100.0%)	137 (98.6%)	138 (99.3%)	128 (92.1%)	109 (78.4%)	120 (86.3%)	131 (94.2%)		
	31畜舎等施設の清掃及び消毒	32毎日の家畜の健康観察	33衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	34衛生管理区域から退出する車両の消毒	35衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	36家畜の出荷又は移動時の健康観察		37特定症状が確認された場合の早期通報並びに出荷及び移動の停止					
						①家畜の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①特定症状の早期通報	②特定症状発見時の出荷・移動の制限	③特定症状発見時の物品の持出し制限			
遵守農場数(乳用)	146 (93.6%)	156 (100.0%)	116 (74.4%)	78 (50.0%)	143 (91.7%)	156 (100.0%)	154 (98.7%)	156 (100.0%)	156 (100.0%)	156 (100.0%)			
遵守農場数(肉用)	122 (87.8%)	139 (100.0%)	92 (66.2%)	86 (61.9%)	129 (92.8%)	139 (100.0%)	137 (98.6%)	139 (100.0%)	139 (100.0%)	139 (100.0%)			
	38特定症状以外の異常が確認された場合の出荷・移動の停止												
	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等									
遵守農場数(乳用)	156 (100.0%)	156 (100.0%)	156 (100.0%)	156 (100.0%)									
遵守農場数(肉用)	139 (100.0%)	139 (100.0%)	139 (100.0%)	139 (100.0%)									

④ 馬

対象農場数			
全体	57	うち大規模	1

	1家畜所有者の責務			2家畜防疫に関する最新情報の把握及び衛生管理の実践						3飼養衛生管理マニュアルの作成及び従事者等への周知徹底			
	①関係法令の遵守	②地域の馬所有者等との協力	③飼養衛生管理者との連絡体制の確保	①家保等から提供される情報の確認	②講習会等による家畜防疫情報の把握	③飼養衛生管理の定期的な点検	④衛生管理区域等を明示した農場平面図の作成	⑤家保の指導の遵守	①マニュアルの作成	②看板設置等の措置	③従事者への衛生情報の周知徹底		
遵守農場数	57 (100.0%)	57 (100.0%)	56 (98.2%)	57 (100.0%)	56 (98.2%)	56 (98.2%)	56 (98.2%)	57 (100.0%)	56 (98.2%)	54 (94.7%)	55 (96.5%)		
	4記録の作成及び保管									5獣医師等の健康管理指導			
	①立入者に関する記録の作成・保管	②消毒の実施に関する記録の作成・保管	③立入者の海外渡航記録の作成・保管	④従事者の海外渡航記録の作成・保管	⑤馬の導入に関する記録の作成・保管	⑥馬の移動に関する記録の作成・保管	⑦馬の異状に関する記録の作成・保管	⑧農場指導に関する記録の作成・保管					
遵守農場数	46 (80.7%)	40 (70.2%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	56 (98.2%)	56 (98.2%)	54 (94.7%)				
	6衛生管理区域の設定			7衛生管理区域への必要のない者への立入制限	8他の馬飼養施設等に立ち入った者の衛生管理区域への立入制限	9衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等	10衛生管理区域に立入る車両の消毒等	11他の馬飼養施設等で使用した物品の消毒等	12海外で使用した衣服等を衛生管理区域に持ち込む際の措置	13飲用水の給与			
	①衛生管理区域の境界の明瞭化	②適切な衛生管理区域の設定	③出入口等の適正配置										
遵守農場数	54 (94.7%)	55 (96.5%)	56 (98.2%)	55 (96.5%)	53 (93.0%)	50 (87.7%)	39 (68.4%)	56 (98.2%)	57 (100.0%)	56 (98.2%)			
	14馬を導入する際の健康観察等		15厩舎に立ち入る者の手指消毒等	16厩舎の入口における靴の交換又は消毒		17器具の定期的な清掃・消毒等	18厩舎への不必要な物品の持込み制限	19死体保管場所への野生動物の侵入防止	20給餌施設等への野生動物の排せつ物等の混入防止	21衛生管理区域内の整理整頓及び消毒			
	①導入元の疾病発生状況の確認	②導入家畜の隔離の実施		①厩舎専用の靴の設置又は消毒	②汚れた靴の洗浄・消毒					①ねずみ等の隠れ場所の一扫	②資材等の整理整頓及び敷地の消毒		
遵守農場数	57 (100.0%)	57 (100.0%)	50 (87.7%)	49 (86.0%)	55 (96.5%)	56 (98.2%)	57 (100.0%)	56 (98.2%)	54 (94.7%)	54 (94.7%)	56 (98.2%)		
	22厩舎等施設の清掃及び消毒	23毎日の馬の健康観察	24衛生管理区域から退出する者の手指消毒等	25衛生管理区域から退出する車両の消毒	26衛生管理区域から搬出する物品の消毒等	27馬の出荷又は移動時の健康観察		28異常が確認された場合の出荷・移動の停止					
						①馬の移動前の健康観察	②死体・排せつ物の移動時の漏出防止	①症状増加時の受診等	②症状増加時の出荷・移動の制限	③監視伝染病確認時の家保の指導の遵守	④その他異状の確認時の受診等		
遵守農場数	56 (98.2%)	57 (100.0%)	51 (89.5%)	39 (68.4%)	54 (94.7%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)	57 (100.0%)		

※ 対象農場数とは、(1)における報告農場から小規模農場を除いた農場数(ただし、牛・豚・鶏の5については、大規模農場のみが対象となる)。

※ 遵守農場数は、当該年の法第12条の4第1項の規定による定期の報告において、省令別記様式第14号「2. 飼養衛生管理基準の遵守状況」のそれぞれのチェック項目を遵守している又は該当しないと報告のあった農場数。()内は遵守農場数を、対象農場数で除いた遵守率。

※ 1農場に複数の畜種を飼養している場合、畜種ごとに1農場として集計(ただし、小規模農場に該当する畜種については集計しない)。

※ 対象農場数が2以下の場合は遵守状況を公表していない。

2. 家畜防疫員の確保の状況

(令和6年4月1日現在)

総計 A+B+ C+D	獣 医 師																	個人診療 C	獣医師以外の者 D
	合計 A+B+C	地 方 公 共 団 体										民 間 団 体							
		計 A	都 道 府 県					保 健 所	市 町 村	そ の 他	計 B	農 業 共 済 団 体	農 業 協 同 組 合	そ の 他					
			家畜衛生関係	公衆衛生関係	その他	地方農林事務所等	家畜保健衛生所								畜産試験場等	地方衛生研究所	食肉衛生検査所		
62	62	62	8	0	0	0	54	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 複数の分野の業務を行っている非常勤の者については、主として行っている業務の所属員として集計。

(単位:人)

3. 法12条の4の規定による定期報告状況

報告対象農場数(戸)※	報告農場数(戸)	未報告農場数(戸)	提出率(%)
857	857	0	100.0%

※ 報告対象農場数とは、各都道府県に所在する対象家畜の飼養農場数